

[016] 九州大学附属図書館研究開発室年報 :
2011/2012

<https://doi.org/10.15017/24958>

出版情報 : 九州大学附属図書館研究開発室年報. 2011/2012, pp.1-90, 2012-07. 九州大学附属図書館研究開発室
バージョン :
権利関係 :



関連規則等

九州大学附属図書館規則

平成16年度九大規則第139号

施行：平成16年4月1日

最終改正：平成23年6月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第10条第2項の規定に基づき、附属図書館の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 附属図書館は、図書館資料を収集管理し、九州大学（以下「本学」という。）の職員及び学生の調査・研究に資することを目的とする。

(館長)

第3条 学則第25条の規定により、附属図書館に、館長を置く。

2 館長は、総長が指名する副学長をもって充てる。

(副館長)

第4条 学則第25条の規定により、附属図書館に、副館長を置く。

2 副館長は、本学の教授のうちから、館長の推薦により、総長が任命する。

3 副館長の任期は、2年とする。ただし、当該副館長への就任時における館長の任期の終期を超えることはできない。

4 副館長は、再任されることができる。

(分館)

第5条 附属図書館に、分館として、病院地区に医学図書館を、大橋地区に芸術工学図書館を、筑紫地区に筑紫図書館を、伊都地区に伊都図書館を置く。

(分館長)

第6条 分館に、分館長を置く。

2 医学図書館の分館長（「医学図書館長」と称する。）は、病院地区に置かれた部局の教授をもって充てる。

3 芸術工学図書館の分館長（「芸術工学図書館長」と

称する。）は、大橋地区に置かれた部局の教授をもって充てる。

4 筑紫図書館の分館長（「筑紫図書館長」と称する。）は、筑紫地区に置かれた部局の教授をもって充てる。

5 伊都図書館の分館長（「伊都図書館長」と称する。）は、伊都地区に置かれた部局の教授をもって充てる。

6 分館長は、館長の統轄のもとに、分館の事務を掌理する。

(研究開発室)

第6条の2 附属図書館に、研究開発室を置く。

2 研究開発室の業務及び組織に関し必要な事項は、総長の承認を経て、館長が定める。

(部局図書室)

第7条 附属図書館に、次の部局図書室を置く。

(1) 文系合同図書室

(2) 別府病院図書室

(3) 情報基盤研究開発センター図書室

(記録資料館)

第8条 附属図書館に、記録資料館を付設する。

2 記録資料館の組織、運営等に関し必要な事項は、総長の承認を得て、館長が定める。

(教材開発センター)

第8条の2 附属図書館に、教材開発センターを付設する。

2 教材開発センターの組織、運営等に関し必要な事項は、総長の承認を得て、館長が定める。

(商議委員会)

第9条 附属図書館に、図書館に関する重要事項を審議するため、商議委員会を置く。

2 商議委員会の組織、議事の手続その他必要な事項は、総長が別に定める。

(分館運営委員会)

第10条 分館に、分館の運営等を審議させるため、分館運営委員会を置く。

2 各分館運営委員会の組織、議事の手続その他必要な事項は、当該分館が置かれた地区の部局の意見を聞いて、館長が定める。

(運営)

第11条 この規則に定めるもののほか、附属図書館の運営等に関して必要な規則は、総長の承認を得て、館長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規則第227号)
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規則第16号)
この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規則第88号)
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第127号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規則第105号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第152号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第7号)
この規則は、平成23年6月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

九州大学附属図書館研究開発室規程

平成17年度九大規程第54号
施行：平成18年4月1日
最終改正：平成23年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学附属図書館規則(平成16年度九大規則第139号)第6条の2の規定に基づき、研究開発室の業務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 研究開発室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 九州大学(以下「本学」という。)の研究成果、貴重資料等の電子化及び発信に係るシステム等の研究開発
- (2) 情報リテラシー教育に関する研究開発及び支援
- (3) 電子図書館システムの整備及びIT技術を活用した図書館利用に関する研究開発
- (4) 伊都キャンパス新図書館計画策定のための調査研究
- (5) 国際連携の推進に向けた外国大学図書館等に関する調査研究
- (6) 地域貢献の推進に向けた展示会及び講演会の企画及び実施
- (7) 図書館業務に関し高度な専門知識を有する図書館職員の養成

(8) その他図書館サービスの改善に関する研究開発

(組織)

第3条 研究開発室は、室長及び室員をもって構成する。

(室長)

第4条 室長は、附属図書館長をもって充てる。
2 室長は、研究開発室の業務を掌理する。

(運営委員会)

第5条 研究開発室に、研究開発室の重要事項を審議するため、研究開発室運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 附属図書館副館長
- (3) 研究開発室に所属する教員
- (4) その他室長が必要と認めた者 若干人

3 前項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任

期間とする。

- 4 前項の委員は、再任されることができる。
- 5 運営委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。
- 6 委員長は、運営委員会を主宰する。

(室員)

第6条 室員は、研究開発室に所属する教員並びに次条及び第8条に規定する者をもって充てる。

- 2 室員は、室長の命を受け、研究開発室の業務を行う

(兼任の教員)

第7条 研究開発室に、兼任の教員を置くことができる。

- 2 兼任の教員は、本学の教員のうちから附属図書館長の推薦に基づき、総長が任命する。
- 3 兼任の教員の任期は、兼任の教員となった日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(研究開発室特別研究員)

第8条 附属図書館長は、研究開発室の業務を推進するため、学外有識者を研究支援者として委嘱することができる。

- 2 前項の研究支援者を研究開発室特別研究員と称する。

- 3 研究開発室特別研究員の任期は、研究開発室特別研究員となった日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究開発室の業務等に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規程第8号)

- 1 この規程は、平成20年6月12日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される研究開発室特別研究員の任期は、この規程による改正後の九州大学附属図書館研究開発室規程第7条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成22年度九大規程第23号)

この規程は、平成22年7月21日から施行し、平成22年7月1日から適用する。

附 則 (平成22年度九大規程第171号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

九州大学附属図書館研究開発室運営委員会要項

(平成23年6月6日附属図書館長伺定)

(趣旨)

第1条 この要項は、九州大学附属図書館研究開発室規程第5条に規定する研究開発室運営委員会(以下「運営委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究開発室の教員人事に関すること。
 - (2) 教員の研究業務に係る重要事項に関すること。
 - (3) 研究開発室内の諸規則等の制定改廃に関すること。
 - (4) 研究開発室の自己点検・評価に関すること。
 - (5) その他研究開発室の管理運営に関すること。
- 2 前項第1号に掲げる事項のうち、教員の選考のた

めの資格審査については、原則として、研究開発室に設置する教員選考委員会において行うものとする。ただし、必要に応じて研究開発室の教育研究に係る部局の教授会において行うことができる。

(議事)

第3条 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 運営委員会において、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務)

第5条 運営委員会に関する事務は、図書館企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、運営委員会の

運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、室長が定める。

附 記

この要項は、平成23年6月6日から実施し、平成23年4月1日から適用する。

九州大学附属図書館研究開発室要項

(平成8年3月19日附属図書館商議委員会承認)

(平成18年3月10日附属図書館長伺定)

(趣 旨)

1 この要項は、九州大学附属図書館研究開発室規程(平成17年度九大規程第54号)第9条の規定に基づき、九州大学附属図書館研究開発室(以下「研究開発室」という。)の業務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究開発)

2 附属図書館長は、研究開発事項及び期間を定め、研究開発事項に適した者を室員として選抜するものとする。

(総長への室員の推薦)

3 附属図書館長は、総長に室員を推薦するにあたり、室員が所属する部局等の長の承諾を得るものとする。

(研究開発成果等の報告)

4 研究開発室長は、研究開発の成果及び進捗状況を適宜商議委員会等に報告するものとする。

(運営経費)

5 研究開発室の運営に関する経費は、附属図書館の予算上可能な範囲で支弁するものとする。

(その他)

6 この要項に定めるもののほか、研究開発室の運営については、研究開発室長の定めるところによる。

附 則

この要項は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成13年7月16日から実施し、平成13年7月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成23年7月25日から実施し、平成23年4月1日から適用する。

九州大学附属図書館研究開発室年報 編集規定

(目的)

1 本誌は、本学附属図書館研究開発室の年間の活動状況を報告することを主たる目的とし、併せて、本学附属図書館研究開発室員及び本学図書館職員の研究活動成果としての論文、報告記事等を掲載する

ことを目的とする。

(編集委員会)

2 編集委員会を本学附属図書館研究開発室に置く。編集委員会は、館長、副館長、研究開発室専任室員、

事務部長から構成する。

(論文・記事の投稿)

- 3 投稿原稿は、投稿規定に従い、下記編集事務局へ送付または持参する。投稿原稿は、上記編集目的に沿った未発表原稿であること。

<投稿先>

附属図書館図書館企画課企画係

(編集事務)

- 4 編集事務は、附属図書館図書館企画課企画係において処理する。

(校正)

- 5 初校及び再校は、投稿者の責任において行う。

九州大学附属図書館研究開発室年報 投稿規定

- 1 原稿は横書きとし、下記指定文字数で作成する。本文及び図・表・図版(写真)も含め、原則として、刷り上り(横書き2段組み)10ページ以内とする。記述に関しては、指定のテンプレートファイルを用いて作成すること。

1行24字・48行(2304字)
- 2 原稿は電子メールでの投稿を原則とする。本文はMS-Word形式、TeX形式、一太郎形式のいずれかとし、図はgif, jpeg, tiff, ai, bmp, pict, eps形式とする。
- 3 原稿は次の順に記載する。
 - 1) 文献種別 2) 標題(和文) 3) 執筆者名(和文) 4) 抄録(和文) 5) キーワード(和文) 6) 標題(欧文) 7) 執筆者名(欧文) 8) 本文 9) 引用文献, 参考文献なお、執筆者の所属・職名・住所・連絡先は1ページ目下部に、注記については各ページの下部に記載することとする。
- 4 表記は次のとおりとする。
 - 1) 表記は常用漢字、現代かなづかいに従う。
 - 2) 数字は算用数字を用いる。
 - 3) フォントは和文ではMS明朝、欧文ではTimes New Romanを使用する。
 - 4) フォントサイズは以下の通りとする。
 - ・ タイトル: 16pt
 - ・ サブタイトル: 14pt
 - ・ 執筆者名: 12pt
 - ・ 欧文タイトル: 16pt
 - ・ 欧文サブタイトル: 14pt
 - ・ 欧文執筆者名: 12pt
 - ・ 段落みだし: 10.5pt(太字)
 - ・ 本文, 抄録・キーワード: 10pt
 - 5) 句読点は全角コンマ及び全角ピリオドを使用すること。
 - 6) 引用文献, 参考文献の記載は、科学技術情報流通技術基準SIST-02-2007「参照文献の書き方」に従うこと。
 - 7) 表・図・図版については、投稿時に挿入位置に貼り付け、キャプションをつけること。また、別途原図を提出すること。キャプションは表については上部に、図・図版については下部に配置する。どちらもセンタリングすること。キャプションのフォントサイズは9ptとする。
- 5 本誌に掲載された著作物の著作権は著者に帰属する。ただし、本誌は冊子で発行するとともに、電子版を公開するため、本誌に掲載される研究活動報告並びに投稿された著作物については、電子化の許諾をしたものとみなす。